

林 道 事 業 共 通 特 記 仕 様 書

令和8年8月1日から適用

九州森林管理局 森林整備課

1 建設工事に係る資材の再資源化に関する事項

- (1) 当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事請負契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を記載する必要があることから、落札者は落札決定後、当該工事請負契約書に記載する分別解体等の方法等について、発注者と書面により協議を行うこと。
- (2) 建設物以外のものに係る分別解体等（土木工事等）の数量は明細書のとおり。

2 使用材料等に係る事項

- (1) コンクリートの種類（モルタルを含む・使用セメント N：普通ポルトランド BB：高炉B種）

区 分 種 類	配 合 の 設 計 条 件						指 定 事 項			備 考
	規格品 特注品 の区分	骨材の 種 類	設計条件 (呼び強度) (N/mm ²)	スランブ (c m)	粗骨材の 最大寸法	セメント の種類	空気量 (%)	スランブ の許容差 (c m)	混和材量 の種類	
18-8- 40-BB	規格品	普通	18	8	40mm	BB	4.5±1.5	± 2.5	AE剤	
24-12- 25-N	〃	〃	24	12	25mm	N	〃	± 2.5	〃	
30-12- 25-N	〃	〃	30	12	25mm	N	〃	± 2.5	〃	
モルタル	配合（1：3） モルタル1m ³ 当り・・・セメント（BB）530kg、砂1.05m ³									

- (2) 各配合は下記のとおり使用する。

- 18-8-40-BB 胴込・裏込コンクリート、コンクリート壁、コンクリート基礎、横断溝保護工、U型側壁コンクリート、コンクリート擁壁（無筋）、コンクリート路面工、重力式構造物〔橋台〕
- 24-12-25-N 函渠等鉄筋コンクリート構造物、鉄筋コンクリート橋台、スラブ橋・非合成桁床版及び同舗装
- 30-12-25-N 合成桁の床版及び同舗装

- (3) 木材・木製品については、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を使用すること。
- (4) 工事看板等には木材を使用し、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を標記すること。また、工事看板及び工事を周知する掲示物は、通行車両から認知される場所に設置すること。
- (5) 受注者は、コンクリート型枠等の資材として合板を使用する場合は、間伐材が混入した製品を使用しなければならない。
なお、製品の調達が困難な場合等で、代替製品を利用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

3 機種の設定

床掘はバックホウ又は人力で施工する。

4 工法等の指定

本工事は森林土木構造物標準図（九州森林管理局HP公表）による。

5 出来形管理基準及び写真撮影基準に関する事項

林業専用道に係る工事の施工に当たっては、別紙の「出来形管理基準」及び「写真撮影基準」により施工管理を行うものとする。

なお、別紙に定められていない工種については、「森林整備保全事業施工管理基準」及び「森林整備保全事業工事写真管理基準」により施工管理を行うものとする。

6 現場環境整備（快適トイレ）

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置することを原則とする。⑫～⑮については、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ① 洋式便座
- ② 水洗及び簡易水洗機能、（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg以上）

【付属品として備えるもの】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨ サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器

- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（面積でない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場等）
- ⑱ 付属品等の木質化

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細については、監督職員と協議することとし、精算変更時において見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能①～⑥及び【付属品として備えるもの】⑦～⑪の費用については、従来品相当（10,000円／基・月）を差し引いた 後、**57,000円／ 基・月**を上限に設計変更の対象とする。

**なお、設計変更数量は、現場ごとに必要性を協議の上、決定する。
する。**

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事等トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

(3) その他

ア 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

イ 快適トイレを設置した場合は、「快適トイレとして活用するために備える付属品の費用」と「積算上限額を超える費用」が、現場環境改善経費（率分）の対象となることから、それぞれを「現場環境改善実施内容」とし、本共通特記仕様書「現場環境改善経費について」の表１に記載の経常費目のうち「営繕関係」についての実績とする。

7 現場環境改善費に関する事項

本工事は、現場環境改善に要する費用を計上しており、現場環境改善経費は建設業の現場環境改善活動に充当するものとする。

(1) 目的

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、現場の作業環境を整えることにより、工事の円滑な施行に資することを目的とする。

(2) 実施方法

- ア 現場環境改善については、表 1 の計上費目ごとに 1 内容ずつの**合計 4 つの内容**を実施する費用を見込んでいるが、実施内容の選択にあたっては、地域の状況及び工事内容により設定し、実施内容を施工計画書に記載するものとする。
- イ 実施内容については、発注者が指定している場合を除き、原則として受注者が選択するものとする。
- ウ 工事完了後は、現場環境改善の実施写真等、実施状況及び支出実態を確認できる資料を提出するものとする。

表 1

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	・ 昇降設備の充実 ・ 環境対策の充実 ・ I C T設備の充実 ・ 作業負荷の低減
安全関係	・ 工事標識・照明等安全施設の充実 ・ 盗難防止対策 ・ 健康関連施設の充実 ・ 野生生物・害虫対策等
営繕関係	・ 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ・ 労働者宿舎の充実 ・ 現場休憩所の充実（交通誘導警備員待機室を含む） ・ 衛生設備・厚生施設の充実等 ・ 現場事務所等への木材利用
地域連携	・ 広報活動等（完成予想図、パンフレット、工法説明、P R看板等） ・ 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・運営管理等含む） ・ 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） ・ 現場景観向上（美装化・デザイン看板等）

※ 現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材を使用した場合は、**地域連携の実施する内容（率計上分）の「社会貢献」として実施したことを認める。**

8 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出に関する事項

受注者は、高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出について、別紙様式 1 及び別紙様式 2 により提出することができる。

なお、1 件の請負金額が 500 万円以下の工事である場合は該当しないものとする。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名	受注者名	
項 目	評価内容	備 考
☐ 高度技術 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	☐ 施工規模	対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度
	☐ 構造物固有	複雑な形状の構造物 既設構造物の補強、特殊な撤去工事
	☐ 技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用 各種調査等の工事
	☐ 自然条件等	特殊な土壌、地質の影響 湧水、地下水の影響 制約の厳しい工事用道路・作業スペース等 気象現象の影響 資材運搬の制限の影響 動植物等への配慮、山林砂防工の適用の有無
	☐ 社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・共用中の道路・建築物等の近接施工 周辺住民、周辺環境、景観への配慮対策 廃棄物処理 現道上の交通規制
	☐ 現場での対応	災害等での臨機の処置 施工状況（条件）の変化の対応
	☐ その他	
☐ 創意工夫 「高度技術」で評価するほどでない軽微な工夫	☐ 準備・後片付け	
	☐ 施工関係	施工に伴う機械、器具、工具、装置類 二次製品、代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理、品質管理の工夫 自然環境への影響軽減の工夫
	☐ 品質関係	
	☐ 安全関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫
	☐ 施工管理関係	
	☐ その他	
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施

1. 該当する項目に□にレマーク記入。
2. 具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理。

高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工 事 名			／
項 目		評価内容	
提案内容			
(説明)			
(添付図)			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

9 デジタル工事写真の小黑板情報電子化に関する事項

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、受発注者間協議によりデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する。）とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

(1) 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」と称する。）は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（3）黑板」に示す項目の電子的記入ができること、かつ、信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していることとする。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

(2) デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（3）黑板」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

(3) 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取り扱いは、森林整備保全事業工事写真管理基準に準ずるが、同条2に示す小黑板情報の電子的記入については、森林整備保全事業工事写真管理基準「2. 管理の実施（6）」で規定されている画像編集には該当しない。

(4) 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、納品時に、受注者は、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェッ

クシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

10 情報共有システムの活用工事について

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用は、「森林整備保全事業の工事並びに調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」（九州森林管理局HP公表）によるものとする。
- (3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。
- (4) 費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれる。

11 法定外の労災保険の付保

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下「法定外の労災保険」という。）に付さなければならない。なお、法定外の労災保険に係る保険料等の費用は、現場管理費率の中に計上されている。

12 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事であり、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が30℃以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT値）が25℃以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

イ 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分としての6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間及び事業中止期間は含まない。（事業期間には不稼働日も含む。）

ウ 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。

なお、不稼働日は工期内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

- (3) 補正方法等

ア 補正方法等

- ① 現場管理費率等の補正は、請負者から提出された計測結果の資料を基に、真夏

日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率等に加算するものとする。なお、補正は最終変更契約において行うものとし、補正値の算定は、次によるものとする。

$$\text{補正値（\%）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

- ② 補正値及び真夏日率は、小数点以下3位を四捨五入して、2位止めとする。

イ 補正係数

補正係数は、1.2 とする。

- (4) 気温の計測方法等

契約締結後に請負者から提出される事業計画書に、事業期間中における気温等の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させることとする。

ア 気温の計測方法

気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT値）を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス2以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に関する費用は請負者の負担とするものとする。

イ 計測結果の報告

事業計画書に記載した報告方法に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

- (5) 既契約事業における適用

令和8年3月1日以降に入札公告する事業に適用する。

13 建設業退職金共済制度の履行に関する事項

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後、原則一ヶ月以内（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後、原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。

また、受注者は建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

14 現場閉所による週休2日方式を促進する森林土木工事の試行に関する事項

本工事は、現場閉所による週休2日を促進するため、現場閉所による月単位の週休2日は必須とし、さらに完全週休2日（土日）に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事であり、その実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 受注者は、完全週休2日（土日）に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。

- (2) 週休2日の取組における考え方は、次のとおりである。

ア 現場閉所による完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

現場閉所による月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%の水準の状態とみなす。

現場閉所による通期の週休2日とは、対象期間内において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、工事着手から工事完了までの期間をいう。なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間その他発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組に当たって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいい、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2(14)に規定する「工事着手」をいう。

オ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2(15)に規定する「工事完了」をいう。

- (3) 本工事では、表1に掲げる現場閉所の状況に応じた補正係数（以下「週休2日補正係数」という。）のうち完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を当初から労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日補正係数のうち完全週休2日（土日）を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率

及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表 3 に掲げる当該名称・区分の週休 2 日補正係数のうち完全週休 2 日（土日）を乗じている。

現場閉所の達成状況を確認後、当該達成状況が完全週休 2 日（土日）でない場合又は、完全週休 2 日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休 2 日の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、現場閉所の達成状況が月単位の週休 2 日に満たないものについては、週休 2 日補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更することとする。

表 1

現場閉所の状況	完全週休 2 日（土日）	月単位の週休 2 日
労務単価	1.02	1.02
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02

※ 見積りによる単価等のうち労務単価、機械経費（賃料）が明らかとなっていないものは、補正の対象としない。

表 2

名称	区分	完全週休 2 日（土日）	月単位の週休 2 日
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックルト工）		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

表 3

名称	区分	完全週休 2 日 (土日)	月単位の週休 2 日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02

- (4) 週休 2 日の取得状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日等取得実績調書（別紙 1）を作成し、月 1 回程度を目安に監督職員へ提示する。なお、受注者の独自の様式等の使用を妨げるものではない。
- (5) 森林土木工事における週休 2 日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休 2 日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休 2 日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況（月単位の週休 2 日以上）に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 工事完成後、月単位の週休 2 日以上の現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休 2 日の取組実績証明書（別紙 3）を発行する。

15 交替制による週休 2 日方式を促進する森林土木工事の試行に関する事項

本工事は、週休 2 日を促進するため、交替制による月単位の週休 2 日は必須とし、さらに交替制による完全週休 2 日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事であり、その実施に当たっては次によるものとする。

- (1) 受注者は、交替制による完全週休 2 日に取り組む希望がある場合、工事着手前に監督職員と協議し、速やかに協議報告書を取り交わすとともに、施工計画書にその旨を反映させるものとする。
- (2) 週休 2 日に取組における考え方は、次のとおりである。
 - ア 交替制による完全週休 2 日とは、対象期間内の全ての週において、現場に従

事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

交替制による月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、28.5%の水準とみなす。

交替制による通期の週休2日とは、対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても休日に含めるものとする。

イ 対象期間とは、技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請け企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず交替制による週休2日が実施できない場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ウ 工事着手とは、森林整備保全事業工事標準仕様書（平成29年3月30日付け28林整計第380号林野長官通知。以下「標準仕様書」という。）第1編第1章第1節1-1-1-2（14）に規定する「工事着手」をいう。

エ 工事完了とは、標準仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2（15）に規定する「工事完了」をいう。

(3) 本工事では、表1に掲げる休日率に応じた補正係数（以下「週休2日交替制補正係数」という。）のうち**完全週休2日**を達成した場合の補正係数を、当初から労務単価、現場管理費率に乗じて積算している。

市場単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表2に掲げる当該名称・区分の週休2日**交替制補正係数のうち完全週休2日**を乗じている。

土木工事標準単価方式により積算を行う工種については、当初から、加算率及び補正係数を乗じて算出した設計単価に、表3に掲げる当該名称・区分の週休2日**交替制補正係数のうち完全週休2日**を乗じている。

休日確保の達成状況を確認後、当該達成状況が**完全週休2日**でない場合又は**完全週休2日の取組を希望しない**場合は、**月単位の週休2日**の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

ただし、**休日確保の達成状況が月単位の週休2日に満たないものについては、**

週休 2 日交替制補正係数による補正を考慮せずに請負代金額を変更する。

表 1

休日確保の状況	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務単価	1.02	1.02
現場管理費率	1.03	1.02

表 2

名称	区分	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックルト工)		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02

表 3

名称	区分	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02

侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02

- (4) 週休2日の取得状況を確認するため、受注者は、対象期間内に係る毎月分の休日等取得実績調書（別紙2）を作成し、月1回程度を目安に監督職員へ提示する。なお、受注者の独自の様式等の使用を妨げるものではない。
- (5) 森林土木工事における週休2日の取組について周知を図るため、受注者は、工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に、「週休2日促進試行工事」である旨を掲示する。
- (6) 週休2日の取組状況について、他の模範となるような働き方改革に係る取組や現場閉所の達成状況（月単位の週休2日以上）に応じ、林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定において、プラス評価を行う。なお、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、マイナス評価を行う。
- (7) 工事完成後、月単位の週休2日以上現場閉所を達成したことを確認した場合、発注者は週休2日の取組実績証明書（別紙3）を発行する。

16 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

- (1) 本工事は、上記15に示す試行を適用する場合、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」のうち下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について工事施工に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、積算基準の金額想定では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。
 営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (2) 発注者は、契約締結後、予定価格に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、契約締結後、（2）により発注者から示された割合を参考にして、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する実施計画書（以下「様式1」という。）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書（以下「様式2」という。）を作成するとともに、様式2に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責に帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「様式1に記載された共通仮設費（率分）と現場

管理費の合計額」を差し引いた後、「（４）で受注者から提出された証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

17 ICT施工（受注者希望型）に関する事項

詳細は下記九州森林管理局ホームページ参照

https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiousyo.html

18 通信手段の確保に関する事項

現場状況により携帯電話の通信環境が悪く、遠隔臨場の実施や緊急連絡体制の確保が困難である場合、監督職員との協議により通信機器の利用経費等について設計等について設計変更の対象とすることができる。（別紙５参照）

19 ウィークリースタンス実施要領について

本工事は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリースタンス実施要領」に基づき、発注者と受注者が相互に協力し、業務環境の改善等に取り組むものとする。

詳細は下記九州森林管理局ホームページ参照

https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiousyo.html

20 三者会議の開催

本工事は、施工者から三者会議の開催を要請された場合、明らかに会議開催の必要性が乏しいと発注者が判断する場合を除き、工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的に、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想、設計条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う三者会議を開催するものとする。開催にあたっては、施工者は、発注者と協議するものとする。

三者会議の運用にあたっては、「森林土木工事の施工段階における三者会議実施要領」

https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sinrindoboku_tyousasiousyo.html

によるものとする。

ただし、以下の項目は対象外とする。

- ・工期が６ヶ月未満の工事
- ・工期が６ヶ月以上でも構造物を主体としない工事
- ・自署（支署）設計の工事

21 省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工について

本工事は、工事における省人化を図るため、受注者の希望により省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を実施する省人化建設機械（チルトローテータ）

試行工事の対象工事である。

省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工を希望する受注者は、契約後施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む）までに監督職員と協議を行い、協議が整った場合に省人化建設全事業省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた工事を行うことができる。省人化建設機械（チルトローテータ）を用いた施工対象の工種は、「森林整備保全事業省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事实施要領等について」（令和7年11月18日付け7林整計第279号林野庁森林整備部計画課長通知）の「2. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工種」に定めるものとする。

なお、省人化建設機械（チルトローテータ）に係る費用については設計変更の対象とする。

22 現場事務所等への木材利用

- 1 現場事務所等への木材利用は、受注者が任意で実施するものとする。
- 2 現場事務所等への木材利用とは、以下のとおりである。なお、構造・仕様は問わない。
 - (1) 壁、柱、梁、桁、小屋組み、天井、床等の全部又は一部に木材を使用している現場事務所。ただし、内壁、天井、床に合板を使用したプレハブ現場事務所は含まない。
 - (2) 現場事務所（プレハブ現場事務所を含む）の壁面保護や目隠しとして、現場事務所の正面1面以上に設置する木製パネル（既製品を含む）。
- 3 使用する木材は、合法性・持続性の証明された木材を原則使用するものとする。
- 4 現場事務所等への木材利用に係るすべて費用は、現場環境改善費の率計上に含まれる。
 - (1) 現場環境改善費の営繕関係の実施する内容（率計上分）に「現場事務所等への木材利用」を追加するものとする。
 - (2) 現場事務所等への木材利用として工事施工箇所の地域材を使用した場合は、地域連携の実施する内容（率計上分）の「社会貢献」として実施したことを認める。

別紙 「出来形管理基準」及び「写真撮影基準」

出来高管理 基準 土工 切土、 土取場 盛土・残土 処理場	項 目		規格値(cm)	測定基準
	幅員		－10	全測点
			+20以内	「－」側は規格値の範囲内とし、「＋」側は、規格値を超えても構造上支障がないと認められる場合には承認
	小段		±10以内	全測点
	のり長	S0<4m	±20以内	全測点
		のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定		
	S0≧4m	±5%以内	「－」側は規格値の範囲内とし、「＋」側は、規格値を超えても構造上支障がないと認められる場合には承認	
のり勾配		±5厘以内	全測点 のり勾配又は土質区分の変化点毎に、のり頭、のり尻まで測定 「－」側は規格値の範囲内とし、「＋」側は、構造上支障がないと認められる場合には1分までの範囲において承認	

写真撮影基 準	種別	撮影項目	撮影 時期	撮 影 頻 度	
出来形管理 写真	伐開 除根	施工状況	施工前	施工区間の標準的な箇所について1回	
			施工後	ただし、除根の有無に係わる現地状況の差異がある場合には、当該箇所毎に1回	
土工	段切	施工状況、幅、 深さ	施工前	盛土又は残土処理の箇所毎1回	
			施工後	ただし、基礎地盤の土質区分が異なる場合は、土質区分毎に1回	
	切土 土取り	地山の状況	施工前	切土又は土取りの箇所毎に1回	
				ただし、土質区分が変化する場合は、土質区分毎に1回	
		土質等の判別	施工中	土質が変わる毎又は1施工単位に1回	
		法長	施工後	切土又は土取りの箇所毎に200mに1回	
				ただし、土質区分又はのり勾配の変化がある場合は、当該箇所毎に1回	
	盛土 残土	基礎地盤の状況	施工前	盛土又は残土処理の箇所毎に200mに1回	
				ただし、基礎地盤の土質区分の変化がある場合は、当該箇所毎に1回	
		盛り立て状況	施工中	盛土又は残土処理の箇所毎に100mに1回	
		締固め状況	施工中	盛土又は残土処理の箇所毎に100mに1回	
				ただし、盛り立て方法や敷き均し方法が異なる場合は、当該方法毎に100mに1回	
	盛土、 残土の り面	締固め状況	施工中	盛土又は残土処理の箇所毎に100mに1回	
				ただし、盛土のり面の締固め方法が変化する場合、当該方法毎に100mに1回	
	路盤工	施工状況、幅、 厚さ	施工中	施工状況は、施工方法、幅、厚さが同一の場合は、100mに1回	
			施工後	ただし、施工方法、幅、厚さ、が変わる場合は、当該区間毎に1回 幅、厚さ、は100m毎1回 ただし、同一幅、厚さの区間が40m未満の場合は、当該区間毎1回	

休日等取得実績調書

契約工期			対象期間			工事の始期			工事の完了日																								
工事名 ○○工事			2026年7月10日 ～ 2027年1月30日			2026年7月20日 ～			2027年1月20日																								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2026年	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	計画																																
	実施																																
3月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	計画																																
	実施																																
4月	曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	計画																																
	実施																																
5月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	計画																																
	実施																																
6月	曜日		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	計画																																
	実施																																
7月	曜日		金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	計画																																
	実施																																
8月	曜日		土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	計画																																
	実施																																
9月	曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	計画																																
	実施																																
10月	曜日		木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	計画																																
	実施																																
11月	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	計画																																
	実施																																
12月	曜日		火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
	計画																																
	実施																																
2027年	曜日		年始	年始	年始	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	計画																																
	実施																																
1月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	計画																																
	実施																																
2月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	計画																																
	実施																																
3月	曜日		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	計画																																
	実施																																

〔凡例〕 ■：作業日 休：休工日 （空白）：対象外期間

計画時チェック

現場閉所率（％）
＝ 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
＝ 49日/171日
＝ 28.655％

週休2日達成判定
＝ 通期での週休2日達成

実施時チェック

現場閉所率（％）
＝ 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
＝ 38日/130日
＝ 29.231％

週休2日達成判定
＝ 通期での週休2日達成

- ・休工日（休）の合計が、現場閉所日数となる。・・・①
- ・作業日（■）と休工日（休）の合計が、対象期間日数となる。・・・②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、正確には、
4週8休以上： 8日/28日＝28、571・・・％以上 のことなので、注意。
- ・8月（夏季休暇）、12月（年末休暇）、1月（年始休暇）の各月には、3日間の計算対象外（現場閉所日に含まない）となる特別休暇がある。なお、当該休暇を代休取得した場合も3日間のみ対象外として計算される。

凡例：○：休日、●：振替休日、作：作業日、振作：振替作業日

番 号
年 月 日

(契約の相手方)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

分任支出負担行為担当官

〇〇森林管理署長 〇〇 〇〇

〇〇工事の請負実行について

(完成検査合格通知及び週休 2 日の取組実績証明書)

月 日完成検査を実施した結果、合格と認めるので国有林野事業工事請負契約約款第 32 条 2 項により通知します。

また、週休 2 日の取組状況を確認した結果、月単位の週休 2 日以上現場閉所（休日確保）を達成したことを通知します。

記

1 工期 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

2 週休 2 日の取組結果

月単位の現場閉所（休日確保）日数の割合 28.5%（8 日/28 日）以上を達成

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

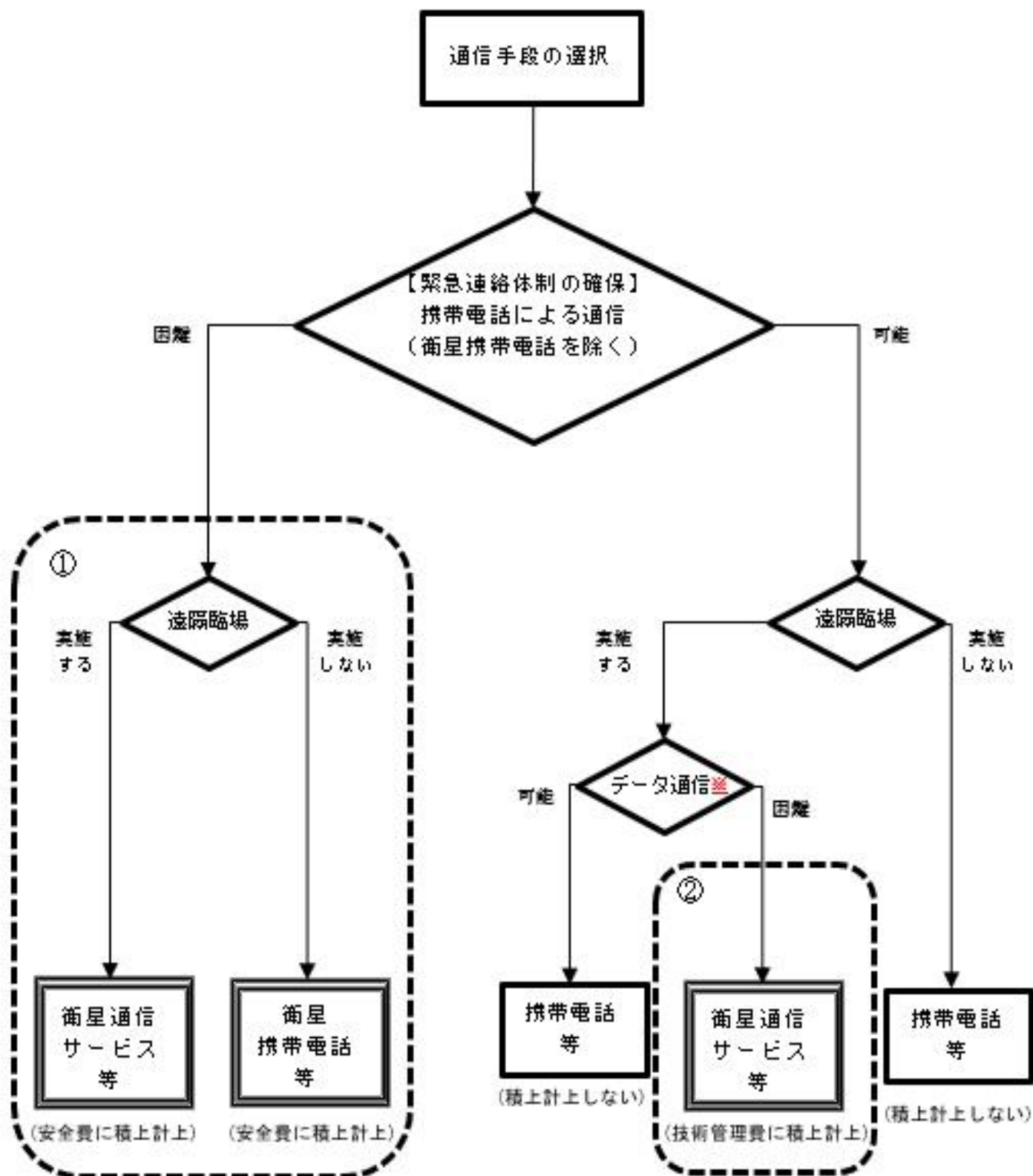
費目		費用	内容	計上額
共通 仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労務者宿舍、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む。）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等を含む。）	
	小計			
現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助及び交通費	
	小計			
合計				

様式 2

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共通 仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫又は材料保管場所等の敷地借上げに要する地代若しくはこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館又はホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料及び燃料費等含む）			
	小計					
	現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費及び帰省手当		
賃金以外の食事、通勤等に要する費用			労働者の食事補助及び交通費の支給			
小計						
合計						

【通信手段選択フロー】



※ データ通信環境下にあっても通信速度低減等により、遠隔臨場が成立しない場合は“困難”とする。

(別紙5)

【通信手段選択フローについて】

① の枠に該当する場合

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。

② の枠に該当する場合

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

＜積算例＞ 建設機械損料算定表：分類コード 1799：017〔携帯用〕を適用
(令和5年度治山林道必携(積算・施工編)下巻 P272 参照)

(1)	(2)	(5)	(6)	(7)		(15)
基礎価格 (例)	標準使用 年数	年間標準 供用日数	維持修理 費率	年間管理 費率	残存率	換算供用1日 当たり損料
73千円	5.5年	160日	25%	8%	7%	134円

・基礎価格には衛星コンステレーションを利用した通信機器を例として計上

・換算供用1日あたり損料率×基礎価格で算出

(例)

$73,000 \times (((1-0.07) + 0.25) / 5.5 + 0.08) \times 1/160 = 134.3 \approx 134 \text{ 円}$ ※有効3桁(4桁四捨五入)

134円×現場供用日数=通信機器等の費用として積み上げ計上

その他

下記の機器について、原則リースを使用することとし、その費用は工事実施に必要な技術管理費として、機器等及び通信に係る費用の支払証明書類等を徴収して全て共通仮設費に計上する。リース不可の場合は機器の購入代金を確認し、積算例を参考に受発注者間で協議し経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

機器等の名称	耐用年数
パソコン	4年
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5年
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	10年

＜積算例＞

パソコン購入費 200,000円の場合

$200,000 \text{ 円} / 4 \text{ 年} \times 1/365 \text{ 日} = 136.9 \approx 137 \text{ 円}$ ※有効3桁(4桁四捨五入)

137円×使用日数=機器等の費用として積み上げ計上